山梨県農薬管理指導士認定事業実施要綱

第1 趣 旨

本事業は、農薬による防除を専門とする防除業者、ゴルフ場における農薬使用管理責任者(以下「農薬取扱業者」という。)などに対して、県が農薬に関する専門的な研修を実施し、農薬管理指導士として認定することにより、農薬取扱業者の資質の向上を図り、もって農薬の安全使用の推進を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

山 梨 県

第3 事業の内容

- 1 研修の実施
 - (1)県は、新たに農薬管理指導士の認定を受けようとする、農薬取扱業者に対して、 農薬管理指導士養成研修を実施する。
 - (2)県は、農薬管理指導士の認定期間が満了した農薬取扱業者で認定期間を更新しようとする者に対して、農薬管理指導士更新研修を実施する。
- 2 農薬管理指導士の認定及び更新
 - (1)知事は、所定の研修を修了した者及びこれと同等以上の知識を持つと認めた者について、これを農薬管理指導士として認定する。
 - (2)農薬管理指導士の認定期間は、認定日から3年後の3月31日までとする。
 - (3)知事は、認定期間が満了した農薬管理指導士が、農薬管理指導士更新研修を受講した場合及びこれと同等以上の知識を持つと認めた場合は、認定資格を更新する。
- 3 認定の取り消し

知事は、農薬管理指導士が農薬取締法に違反した場合、その他農薬管理指導士として、ふさわしくない行為があったと認めた場合において、農薬管理指導士の認定を取り消すことができる。

4 農薬管理指導士に対する援助

県は、農薬管理指導士に対して、農薬の安全指導等に関する情報等の提供、助言、 指導、その他の援助を行う。

第4 推進体制等

県は、関係団体と十分連携をとり、本事業の円滑な運営推進をはかる。

第5 農薬管理指導士の任務

農薬管理指導士は、自らの業務等で農薬を使用または受委託等により農薬を取り扱う場合には、次に掲げる事項について指導又は助言を行い、防除業務に当たっては次に掲げる事項に留意し、適正な防除業務を推進するものとする。

- 1 農薬取締法、その他農薬に関連する法令・省令の遵守。
- 2 農薬の特性に関する正しい知識。
- 3 農薬の安全かつ適正な使用方法の遵守。
- 4 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染防止。
- 5 病害虫及び雑草の防除等に関する正しい知識。
- 6 県が定めた農薬適正使用に関する指針等の遵守。
- 7 毒物劇物取締法により、毒物又は劇物の指定を受けた農薬の適正な取扱い及び安全 使用。
- 8 事故例が多く、特に注意を必要とする農薬の安全使用。
- 9 その他農薬の安全使用等に関する事項で、知事が必要と認めるもの。

第6 その他

- 1 その他この要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。
- 2 農薬管理指導士の認定事務は、農政部農業技術課があたる。

付 則

- この要綱は、昭和62年12月16日から施行する。
- この要綱は、平成9年2月28日に一部改正する。
- この要綱は、平成13年4月2日に一部改正する。
- この要綱は、平成18年1月31日に一部改正する。
- この要綱は、平成19年12月13日に一部改正する。
- この要綱は、平成22年3月24日に一部改正する。
- この要綱は、令和6年9月9日に一部改正する。